

令和 6 年度予算編成等における 政策評価の活用状況

政策評価の活用及び根拠法令	1
1. 主計局における活用状況	2
2. 主税局における活用状況	4
3. 関税局における活用状況	11
4. 理財局における活用状況	13

政策評価の活用及び根拠法令

〔政策評価の活用〕

政府は、政策評価の結果の取扱いについては、評価を行った行政機関が自らの政策に適切に反映させるほか、予算の作成や税制等に当たりその適切な活用を図るよう努めなければならないものとされている（政策評価法 3 条及び 4 条）

〔財務省における政策評価の活用〕

- (1) 財務省においても、予算編成等の過程において、各府省の政策評価の結果の適切な活用を図るよう努めることとされている（財務省 政策評価に関する基本計画第 8 章第 2 節）

- (2) 財務省は、各府省が行う政策評価を、具体的に次の分野で活用
 - ・ 予算編成過程において、概算要求時に評価書等を添付、活用
 - ・ 財政投融资計画において、財投要求時に評価書等を添付、活用
 - ・ 税制改正において、改正要望時に評価結果を記載、検討で活用租税特別措置については、総務省のガイドラインで定められている様式の評価書を添付

〈参考〉 主税局における政策評価の取組（賃上げ促進税制の検証について）

 - ・ 関税改正において、改正要望時に評価結果を記載、検討で活用

- (3) 財務省政策評価懇談会（3 月）で、上記のそれぞれの主な活用状況を紹介
また、予算編成における P D C A サイクルの取組みは、予算案の国会提出時に財務省ウェブサイトに掲載

1. 主計局における活用状況

政策評価の結果の反映状況

各行政機関が行った政策評価の結果に基づき、個々の事務事業の検証を行い、的確に反映。

◆ 主な反映事例

法務省

司法制度改革の成果の定着に向けた取組（うち、国際仲裁活性化推進事業）【反映額：▲0.6億円】

<事業の概要>

国際商取引をめぐる紛争解決のグローバル・スタンダードである国際仲裁の活性化に向けて、人材育成、広報・意識啓発、施設整備等の各施策を包括的に行いながら、有効な施策の在り方を調査・検討する。

<政策評価結果のポイント>

【達成しようとする目標及び実績】

<目標>

- ①国際仲裁に関する関心・知識の度合いに応じた研修等を企画・実施する。
- ②国内外の企業等に対し、効果的な広報・意識啓発を実施する。
- ③仲裁専用施設を確保し、自主運営の実現可能性を調査する。

<実績>

- ①約30回の研修を実施、延べ約2,000名以上が参加（令和4年度まで）
- ②国内企業等向けのセミナー等に延べ約3,000名以上が参加（令和4年度まで）
- ③令和2年3月から令和5年5月までの間、委託先機関において東京都心（虎ノ門）に仲裁専用施設を運営
（仲裁専用施設の利用状況 令和2年度：25件、令和3年度：29件、令和4年度：15件）

【政策評価結果のポイント】

- <人材育成>関心を持つ人材の裾野を広げるとともに、知識・経験・語学力を兼ね備えた人材の輩出に向けた中長期的な取組の実施が必要。
- <広報・意識啓発>引き続き、広報・意識啓発活動を実施するとともに、海外の企業、弁護士等に対する日本の国際仲裁の魅力等を発信する取組の実施が必要。
- <施設整備>施設を開業したが、利用件数に際立った増加は見られておらず、収支面では現在の形での施設の自立運営は現状では困難。施設の整備に関する適切な施策の在り方を模索する必要。

<予算への反映内容>

これまでの仲裁専用施設の運営状況から自立運営が現状では困難であること等を踏まえ、国際仲裁活性化に向けた適切な施設運営の在り方を引き続き検討していくとともに、国際仲裁の活性化に必要な人材育成及び広報・意識啓発に注力することとし、成果連動型民間委託契約方式を採用した成果連動による民間の主体的な創意工夫を促す事業に見直しを図ることで、予算額を縮減した。

農林水産省

水産資源管理の着実な実施（うち、新たな資源管理システム構築促進事業（資源管理協定高度化推進事業））【反映額：▲1億円】

<事業の概要>

科学的知見に基づく資源管理目標の設定のために必要な経費や、現場への周知・指導に必要な経費、資源の保存及び管理に効果的な取組へと見直しを行うために必要な経費、専門的知見を有する有識者による助言・指導に要する経費等を支援する。

<政策評価結果のポイント>

【達成しようとする目標及び実績】

<目標>

令和5年度までに、資源管理協定への移行を完了
令和4年度：100%

<実績>

平成4年度：6%（達成度合い：6%）

【政策評価結果のポイント】

資源管理協定は、国の定める資源管理基本方針及び都道府県の定める都道府県資源管理方針に基づく必要がある。現在は、これら方針について、資源管理協定に関する部分（資源ごとの管理の目標等）を、国及び都道府県が随時検討を進めている最中であり、一部資源については検討が完了したものの、全体としてはまだ資源管理協定への移行準備段階といえる。

資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針の検討が進み次第、順次資源管理協定への移行が進んでいく予定である。

<予算への反映内容>

資源管理協定を着実に実施し、取組内容等をより効果的なものにするにより、資源管理の体制の高度化を実現するための経費として支援することとし、資源管理協定への移行に必要な経費に対する定額補助は終了し、今後新規に資源管理協定を策定するためには必要となる経費については補助率を1/2に設定すること等により、予算額を縮減した。

（計数については、精査の結果、異同を生じる場合がある。）

2. 主税局における活用状況

令和6年度税制改正における政策評価の活用について

- 租税特別措置の拡充・延長について要望を行う場合には、各省庁は、政策評価（事前評価）を行っている。総務省は、政策評価書の内容を点検し、「効果に関する分析・説明が不十分な評価書」等を公表している。
 - 財務省は、毎年度、法人税関係の租税特別措置の適用件数・適用金額・適用状況の偏りといった適用実態の調査を実施して「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」を作成するものとされており、内閣は、当該報告書を国会に提出するものとされている。
- ⇒ 税制改正プロセスでは、各省庁による政策評価、総務省による政策評価の点検結果や財務省の適用実態調査の結果を活用して、租税特別措置の必要性や政策効果を精査している。
- 令和6年度税制改正では、法人税関係租税特別措置（27項目）の見直しを行い、その大部分について、廃止または縮減を伴う見直しを行う。

<見直した事例>

◆ 国家戦略特区における特別償却又は税額控除

租税特別措置等に係る政策評価の点検結果（抜粋）（令和5年11月 総務省行政評価局）

《内閣02》 国家戦略特区における特別償却又は税額控除の延長（法人税、法人住民税、法人事業税）

措置の内容：国家戦略特別区域法に基づき、国家戦略特区の特定事業の実施主体として認定区域計画に定められた者が、国家戦略特区内において機械等を取得した場合に特別償却又は税額控除ができる措置

達成目標

（関西圏の目標）
健康・医療分野における国際的イノベーション拠点の形成を通じ、再生医療を始めとする先端的な医薬品・医療機器等の研究開発・事業化を推進するとともに、チャレンジングな人材の集まるビジネス環境を整えた国際都市を形成する。

（京都府）
スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数（累計）
実績：H27～R1年度：83件
目標：R5～R8年度：133件

※ 国家戦略特区ごとにそれぞれ達成目標を設定

効果（達成目標の実現状況）

年度	スタートアップ・エコシステム形成を通じたスタートアップ企業設立数
平成27～令和1（累計）	83件
令和2	0件
令和3	0件
令和4	0件
令和5	製品化された場合 1以上の効果
令和6	
令和7	

※ 令和8年度の効果については評価書に記載されていない。

達成目標（スタートアップ企業設立数）に対する説明となっていない

点検結果の概要

将来の効果について定量的に予測されておらず、租税特別措置等が達成目標の実現にどのように寄与するのか明らかにされていない。

⇒ 政策評価等も踏まえ、一部の対象事業の除外を行うとともに、設備の事業供用後5年間、実施状況報告を求める等の見直しを行うこととする。

＜参考＞

主税局における政策評価の取組
(賃上げ促進税制の検証について)

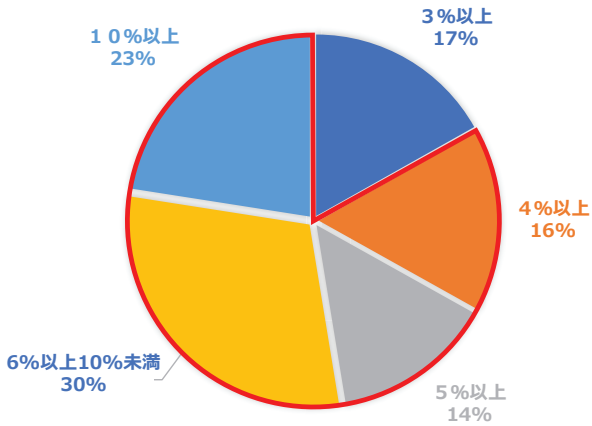
賃上げ促進税制の適用企業の実態把握①

税務データ

- E B P Mの観点から、法人税の電子申告データに基づき、適用企業の実態を把握。
- 給与総額の増加による上乗せ特例の要件は、**大法人の8割以上、中小法人の9割以上が達成。**

【令和4年度・大法人（資本金1億円超）】

継続雇用者の給与総額増加率別の企業数の割合（2,761社）



上乗せ要件以上の賃上げ ⇒ 計83.2%

(注) 資本金1億円超の法人のうち、大企業向け措置を適用している法人の内訳

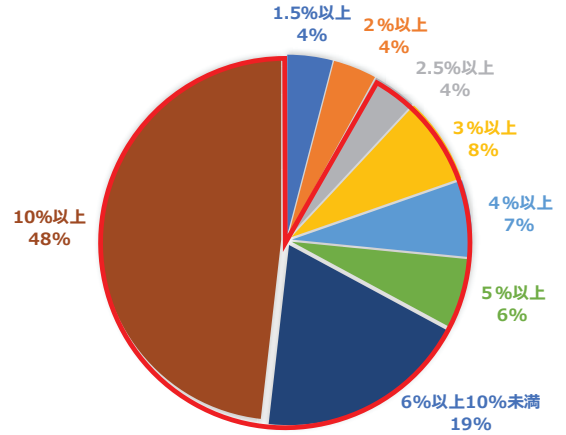
継続雇用者の給与総額：

(基本要件) 対前年度増加率 **3%以上**

(上乗せ要件) 対前年度増加率 **4%以上**

【令和4年度・中小法人（資本金1億円以下）】

全雇用者の給与総額増加率別の企業数の割合（41,301社）



上乗せ要件以上の賃上げ ⇒ 計92.0%

(注) 資本金1億円以下の法人のうち、中小企業向け措置を適用している法人の内訳

全雇用者の給与総額：

(基本要件) 対前年度増加率 **1.5%以上**

(上乗せ要件) 対前年度増加率 **2.5%以上**

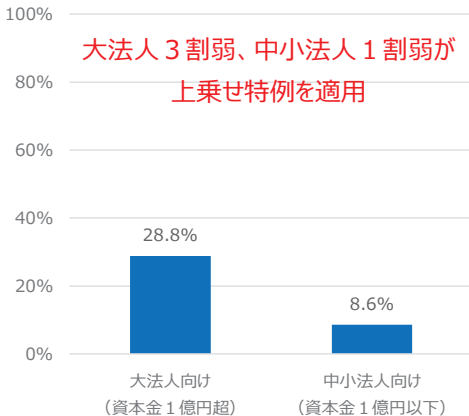
(出所) 令和4年度改正の措置が適用される法人（令和4年4月1日以後に事業年度を開始した法人）の法人税の電子申告のデータを基に、財務省で作成

賃上げ促進税制の適用企業の実態把握②

税務データ

- 教育訓練費増加による上乗せ特例は、大法人で**3割弱**、中小法人で**1割弱**の適用に留まる。
- 一方で、現行、**僅かな教育訓練費の増加でも上乗せ特例の適用が可能な状態。**

【令和4年度】教育訓練費の上乗せ特例適用企業の割合



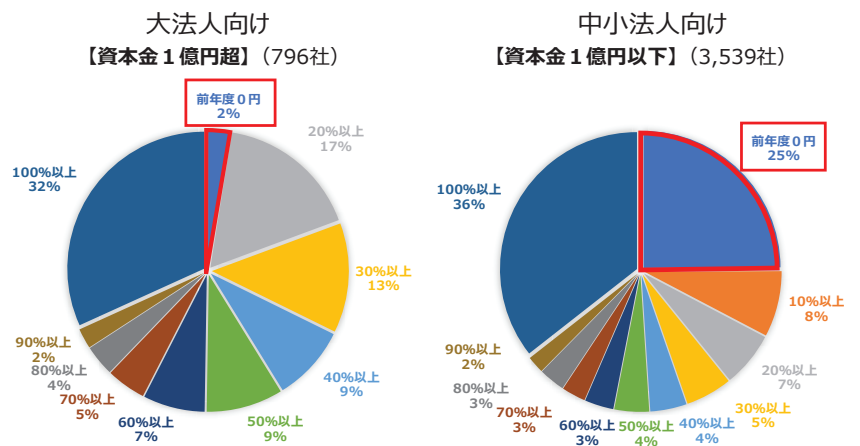
大法人3割弱、中小法人1割弱が
上乗せ特例を適用

教育訓練費の上乗せ要件：

(大法人向け) 対前年度増加率 **20%以上**

(中小法向け) 対前年度増加率 **10%以上**

【令和4年度】教育訓練費増加率別の上乗せ特例適用企業数の割合



(注) 大法人向けは、資本金1億円超の法人のうち、大企業向け措置を適用している法人、中小法人向けは、資本金1億円以下の法人のうち、中小企業向け措置を適用している法人
(出所) 令和4年度改正の措置が適用される法人（令和4年4月1日以後に事業年度を開始した法人）の法人税の電子申告のデータを基に、財務省で作成

給与総額の伸び率についてのヒストグラム分析①

公的統計

- 有識者の助言を得ながら、賃上げのインセンティブ効果を確認するために、給与総額の伸び率について法人数の分布（ヒストグラム）を作成。適用要件をぎりぎり満たすための給与総額の引上げ等を示唆する法人数の偏り（バンチング）が見られないかを確認。
- 法人企業統計（H30～R4）を用いたヒストグラムでは、**一部、適用要件を超える位置でのバンチング（≒企業行動の変化）の可能性**が見受けられた。

【令和4年度・大法人（資本金1億円超）・黒字企業】

従業員給与・賞与の伸び率



(注) 法人企業統計上、取得可能な資本金1億円超の黒字法人（5,499法人）のデータのうち、従業員給与と賞与の対前年度増加率が0%～6%の法人のヒストグラム

継続雇用者の給与総額：

(基本要件) 対前年度増加率 **3%以上**
(上乗せ要件) 対前年度増加率 **4%以上**

(注) 大法人向けの制度では、継続雇用者の給与総額の伸び率を要件としているが、データの制約上、全従業員の給与と賞与の伸び率で代替。この点、令和4年度の法人税の電子申告データにおいては、継続雇用者と全雇用者の給与総額の対前年度増加率について、大法人において法人数の分布に大きな乖離は見られなかった。

(出所) 財務省「法人企業統計調査（年報）」（金融・保険業を除く）を基に作成

【令和4年度・中小法人（資本金1億円以下）・黒字企業】

従業員給与・賞与の伸び率



(注) 法人企業統計上、取得可能な資本金1億円以下の黒字法人（3,142法人）のデータのうち、従業員給与と賞与の対前年度増加率が0%～6%の法人のヒストグラム

全雇用者の給与総額：

(基本要件) 対前年度増加率 **1.5%以上**
(上乗せ要件) 対前年度増加率 **2.5%以上**

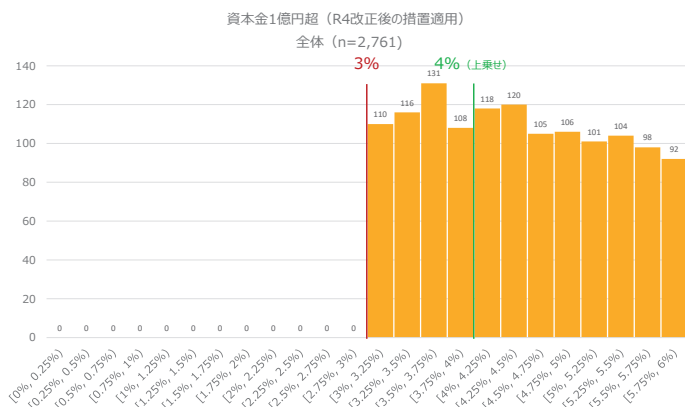
給与総額の伸び率についてのヒストグラム分析②

税務データ

- 実際の適用企業の動きを確認するため、法人税の電子申告データを用いて、賃上げ促進税制の適用企業を対象に絞ったヒストグラムを作成しバンチングの有無を確認。
- その結果、上乗せ特例適用のための給与総額引上げ等を示唆するような**大きなバンチングは確認されなかった**。

【令和4年度・大法人（資本金1億円超）】

継続雇用者の給与支給総額の伸び率



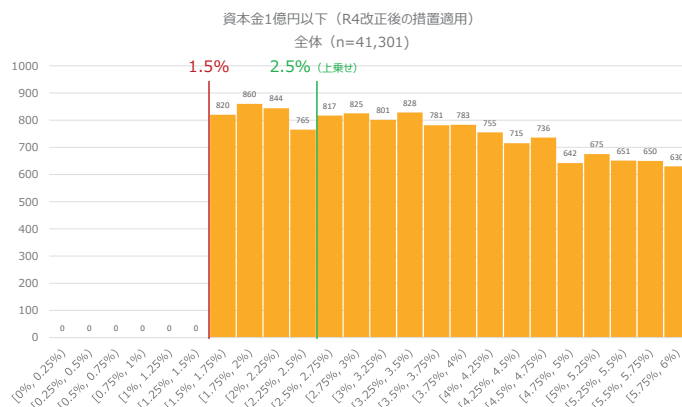
(注) 資本金1億円超の法人のうち、大企業向け措置を適用している法人のヒストグラム

継続雇用者の給与総額：

(基本要件) 対前年度増加率 **3%以上**
(上乗せ要件) 対前年度増加率 **4%以上**

【令和4年度・中小法人（資本金1億円以下）】

全雇用者の給与支給総額の伸び率



(注) 資本金1億円以下の法人のうち、中小企業向け措置を適用している法人のヒストグラム

全雇用者の給与総額：

(基本要件) 対前年度増加率 **1.5%以上**
(上乗せ要件) 対前年度増加率 **2.5%以上**

(出所) 令和4年度改正の措置が適用される法人（令和4年4月1日以後に事業年度を開始した法人）の法人税の電子申告のデータを基に、財務省で作成

- 賃上げのインセンティブ効果確認のため、有識者の意見等を踏まえ、利用可能な統計データを用いた計量分析を試行。
- 先行研究等を参考に、一定の仮定を置き、法人企業統計の個社データを用いた分析を実施。賃上げ税制の適用要件を満たす企業について、労働分配率が増加する傾向が見られたが、**因果関係の特定には課題**。
- マクロデータを用いた賃金の決定要因の分析において、賃上げ税制の制度創設前後の期間で賃金上昇率に違いが見られるかを簡易に測定。統計的に有意な差は確認できなかった。

個社データによるパネル分析

適用要件を満たす企業では、労働分配率の増分等は上昇。
一方で、因果関係の特定には課題（逆因果・セレクションバイアス等）

$$\text{労働分配率の対前年度増加分(}\% \text{)} = \alpha + \beta_n \text{各説明変数}_n + \varepsilon$$

説明変数	係数	t値
適用要件を満たす場合	0.82***	3.38
従業員数増加率	0.05***	2.58
ROA	-0.69***	-11.40
売上高増加率	-0.17***	-14.28
内部留保増加率	-0.05***	-2.99

(注1) サンプル期間は2018・2019・2020・2022年度。資本金1億円超の黒字法人を対象に分析。
(注2) *, **, ***はそれぞれ有意水準10%, 5%, 1%を示す。
(注3) 企業レベルのパネルデータを用いて個体固定効果、時間固定効果分析を実施。
(注4) サンプル期間においては、継続雇用者の給与総額の伸び率を要件としているが、データの制約上、全従業員の給与・賞与の伸び率で代替。なお、令和4年度の法人税の電子申告データにおいては、大法人において継続雇用者と全雇用者の給与総額の対前年度増加率の分布割合では大きな乖離は見られなかった。

マクロデータによる賃金の決定要因分析

景気循環のほか、労働市場の変化等の
構造的要因が大きく影響

$$\text{賃金上昇率} = \alpha + \beta_n \text{各説明変数}_n + \varepsilon$$

説明変数	係数	t値
賃上げ税制の措置期間	0.23	0.35
物価上昇率（1期前）	0.19**	2.25
失業率（ギャップ）	-0.71***	-3.44
失業率の変化	-0.33	-1.60
労働生産性成長率	0.51**	2.50
パートタイム比率	-0.00	-0.23
パートタイム変化	-0.73***	-5.86

(注1) サンプル期間は1995Q1-2023Q2。
(注2) *, **, ***はそれぞれ有意水準10%, 5%, 1%を示す。
(注3) 賃上げ税制の措置期間はダミー変数による制度導入（2013年）前後の比較。
(注4) 上記変数の加えて消費増税、世界金融危機、コロナ危機のダミー変数を用いている。

⇒ 賃上げは、企業収益や雇用情勢等に影響を受けるものであり、現状、税制の効果だけを取り出して、賃上げ判断への影響を定量的に測ることは非常に困難。**今後、必要なデータの整備・蓄積や更なる分析手法精査の取組が必要。**

賃上げ促進税制の改正（案）

6改正案

「大企業」(見直し後)

従前の「大企業」約2.1万社 (全体の0.7%)

1割 従業員 2,000人

9割 資本金 1億円

中堅企業

中小企業 約284万社 (全体の99.3%)

改正案					現行			
継続雇用者給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%⇒+10% 【要件緩和】	女性活躍子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大35%	賃上げ要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%
+3%	10%	+5%	+5%	20%	+3%	15%	+5%	20%
+4%	15%			25%	+4%	25%		30%
+5%	20%			30%	—	—	—	
+7%	25%			35%	—	—	—	

* プラチナくるみん or プラチナえるぼし

改正案					現行			
継続雇用者給与総額	基本控除率	教育訓練費 +20%⇒+10% 【要件緩和】	女性活躍子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大35%	賃上げ要件	控除率	教育訓練 +20%	合計 最大30%
+3%	10%	+5%	+5%	20%	+3%	15%	+5%	20%
+4%	25%			35%	+4%	25%		30%

* プラチナくるみん or えるぼし三段階目以上

改正案					現行			
全雇用者給与総額	基本控除率	教育訓練費 +10%⇒+5% 【要件緩和】	女性活躍子育て支援* 【新設】	合計控除率 最大45%	賃上げ要件	控除率	教育訓練 +10%	合計 最大40%
+1.5%	15%	+10%	+5%	30%	+1.5%	15%	+10%	25%
+2.5%	30%			45%	+2.5%	30%		40%

* くるみん or えるぼし二段階目以上

中小企業の繰越控除新設：5年間
(繰越控除する年度は全雇用者給与総額対前年度増が要件)

人への投資

教育訓練費を増やす企業への上乗せ措置の要件を緩和するとともに、**子育てとの両立支援**や**女性活躍支援**に積極的な企業への上乗せ措置を創設。

- ※ 控除上限：当期の法人税額の20%
- ※ 教育訓練費の上乗せ要件について、当期の給与総額の0.05%以上との要件を追加。
- ※ 適用期限を3年延長

※従業員数2,000人以下の従前の大企業のうち、当該企業が発行済株式数を50%超保有している企業と合わせて総従業員数が10,000人超の場合には、中堅企業ではなく、大企業とする。

第一 令和6年度税制改正の基本的考え方

1. 構造的な賃上げの実現

（4）その他考慮すべき課題

租税特別措置については、特定の政策目的を実現するために有効な政策手法となりうる一方で、税負担の歪みを生じさせる面があることから、税制の「公平・中立・簡素」の基本原則に鑑み、真に必要なものに限定していくことが極めて重要である。このため、新たな租税特別措置の創設や拡充を行う場合は、財源を確保することに加え、いたずらに全体の項目数を増加させないことに配慮すべきである。具体的には、毎年度、期限が到来するものを中心に、各措置の適用実態を検証し、政策効果や必要性を見極めた上で、廃止を含めてゼロベースで見直しを行うこととする。また、存置するものについては、各措置の政策意義、効果、性質等に応じ適切な適用期限を設定することとする。

こうした取組みの実効性を高めるためには、政策効果の検証の質的向上が不可欠であり、税制改正要望を行う省庁のみならず、税制当局においてもE B P Mの徹底に不断に取り組んでいくことが重要である。

とりわけ、対象者に特定の行動変容を促す、いわゆる「インセンティブ措置」については、従来にも増して厳格にその効果を立証することが求められる。政策税制が単なる事後的なメリットとして存置されている事態を回避し、真にインセンティブ措置として機能することを目指す観点から、客観的なデータに基づく分析・検証が行われるべきである。令和6年度税制改正においては、これまでの賃上げ促進税制の政策効果について統計的・計量的な分析がなされ、それに基づく改正の議論が行われ、改正内容にも反映されたところであるが、今後もこの取組みをさらに発展させ、データの充実を含めたE B P Mの取組みを着実に強化・進展させていく必要がある。税制調査会においては、その状況を毎年確認し、取組みを加速化させていくこととする。

3. 関税局における活用状況

令和6年度関税改正における政策評価の活用

政策評価の活用

- 関税率の設定・関税制度の改善に当たり、各府省庁の関税改正要望等において措置の必要性・効果、関連する政策評価の記載等を求めた上で、国内産業の状況、需要者・消費者への影響、貿易実績、既存制度の利用状況等を総合的に勘案して改正の可否を検討。

具体的な事例

- 関税改正要望：バイオエタノールの暫定税率（無税）の適用期間の延長〈経済産業省〉

政策評価の内容等

《政策目的》

- ・ 経済産業省は政策評価書「6-4 環境」において、2050年カーボンニュートラル宣言を踏まえ、温室効果ガス排出量の削減に取り組むとともに、資源循環の推進、環境負荷の改善に向けた施策を推進することとしている。

《現状》

- ・ バイオエタノールは、原料（植物等）が成長過程において二酸化炭素を吸収するため、バイオエタノールを利用したガソリンは通常のガソリンと比較して二酸化炭素の排出量が少なく、地球温暖化対策、エネルギー源の多様化のための有効な手段の一つである。
- ・ 無税の暫定税率は、①バイオエタノールは平成26（2014）年以降商用規模の生産がされておらず、利用促進のために輸入を拡大する必要があること、②バイオエタノールは通常のガソリンより製造コストが高く、コスト低減のためバイオエタノールの関税を無税とする必要があること、③今後の技術開発の進展によって、バイオエタノールの国内生産が再開される可能性があることを踏まえ、平成28（2016）年度改正において設定し、これまで延長してきている（基本税率10%）。

《要望措置の必要性及び検討》

- ・ バイオエタノールは、通常のガソリンと比較して、高い原材料費や設備投資費などの追加費用が必要となる上、関税による費用も上乘せされる。関税が無税にならない場合、バイオエタノールの導入が進まなくなるおそれがあり、普及を促進する観点から、引き続き関税を無税とする必要がある。
- ・ 製紙残渣（パルプ）など非食料資源を原料とする次世代バイオエタノールは、食物を原料とする第一世代バイオエタノールと異なり食料競合の問題が起きないことや温室効果ガス排出削減効果が大きい等の利点があり、国産化が実現した場合、関税による国内産業保護が必要になる可能性があるため、暫定税率とすることが適当。

検討結果

令和6年度関税改正において、バイオエタノールの暫定税率（無税）の適用期限を1年間延長することとした。

4. 理財局における活用状況

令和6年度財政投融资計画編成における政策評価の活用

要求の審査にあたり、各省庁・機関から提出された政策評価を積極的に活用し、政策的必要性、事業等の有効性等の観点から検証を行い、財政投融资計画に的確に反映。

◆ 主な活用事例

《株式会社日本政策金融公庫（国民一般向け業務・中小企業者向け業務）》

○ 中小・小規模事業者等に対する融資事業

<施策の概要>

- 日本経済の成長力強化に向けた様々な課題（構造的賃上げの実現・スタートアップ推進等）への取組に対する資金需要に的確に対応するとともに、物価高等により厳しい状況にある中小・小規模事業者等への資金繰り支援等を推進。

	要求省庁・機関における政策評価	理財局における考え方
政策的必要性	中小・小規模事業者等に関する政策目的に従って貸付が行われる資金として主務大臣が定める政策的緊要性の高いものについて、金融面から支援している。	コロナ対応に万全を期す必要があった局面と比較して足下の資金需要は減少しているが、日本経済の成長力強化に資する施策の1つである創業・スタートアップ支援に対する融資実績を見ても、毎年度25,000先を超える創業融資を実施するなど、積極的に取り組んでいる。融資事業の貸付原資は、受益者負担の観点から有償資金による調達が適しており、財政融資資金の活用は政策的必要性が認められる。
有効性	大規模災害、感染症、経済状況に応じた需要に対する資金の安定供給や成長分野等に対する重点的な資金供給を行っている。また、政策目的に沿った事業が適切かつ効率的に行われているかという観点から、外部の有識者をメンバーとした評価・審査委員会にて、評価・審査が行われている。	新型コロナウイルス感染症関連融資により令和4年度までに累計18.9兆円の資金を供給し、多くの中小・小規模事業者等の事業が継続するなど政策金融としてのセーフティネット機能を十分に発揮している。今後も事業再生・転換局面における資本性劣後ローンを活用した事業者支援や成長分野への資金供給等が期待されており、有効性が認められる。
その他	融資審査にあたっては、財務内容に加え、経営者の能力、取引基盤や今後の事業の見通し等にも着目し、利用者の返済能力を見極めていく。また、貸付後においても借入先の業況把握に努め、経営課題に対して助言等の支援を行い、償還が確実にできるよう努めている。	融資審査における事業見通し等の精査に加え、融資実行後のモニタリングや事業承継などの経営課題に対する助言等を徹底することで、償還確実性を高めている。また、新型コロナウイルス感染症関連融資等の取扱いに際し、国からの出資金を受け入れて事業を行っており、十分な財務基盤を確保していることから、財務の健全性に特段の問題はない。

<財政投融资計画への反映状況>

令和6年度財政投融资計画においては、コロナ資金繰り支援策が段階的に縮小してきていること等を踏まえつつ、他方で構造的賃上げの実現等の重要施策に十分な資金が確保されるよう、適正な事業規模を確保した。

(単位：兆円)

	令和2年度当初計画(コロナ前)	令和5年度計画	令和6年度計画
事業規模	4.2	7.5	4.9
財政投融资	3.0	5.0	3.0

《日本政策金融公庫（農林水産業者向け業務）》

○ スマート農業技術活用促進資金（仮称）（新設）

＜施策の概要＞

○ スマート農業技術の普及による農業の生産性の向上に向けて、農業者や農業サービス支援事業者等に対する最長25年（据置5年以内）の融資制度を新たに創設し、長期かつ低利の資金を供給。

	要求省庁・機関における政策評価	理財局における考え方
政策的必要性	「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」（令和5年6月2日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）を踏まえ、スマート農業技術の導入に取り組む農業者や農業支援サービス事業者等を支援する取組であり、政策的必要性がある。	今後20年間で農業従事者が現在の約120万人から4分の1の約30万人にまで急減することが示されている現状において、生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制の確立するためには、ロボット、AI等の先端技術を活用したスマート農業技術の活用促進が重要である。そのためには、国が金融・税制・補助金等様々な政策手段を組み合わせる必要があり、その一つとして、長期・固定・低利である財政融資を財源とした公庫（農林）による長期かつ低利の金融支援は必要である。
有効性	本資金の創設により、スマート農業技術の効果的な導入による農業の生産性の向上や農業支援サービス事業者等の育成・確保が後押しされ、生産性の高い食料供給体制の確立等に寄与する。	本資金の創設により、農業者及び当該農業者と連携する農業支援サービス事業者が、新たな認定制度の下で認定を受けた計画に基づいて行う事業の資金を円滑に調達することが可能となり、スマート農業技術の開発並びに現場への効果的な導入が進むことが見込まれ、生産性の高い食料供給体制の確立に資すると考えられることから、有効性が認められる。また、有効性を高めるため、本資金が適切に活用されるための周知の重要性について指摘し、関連の補助金など他の支援と一体となった周知が計画されている。
その他	公庫（農林）において融資を決定する際に十分な審査を行うことにより、償還確実性の確保に努めるほか、本資金はスマート農業技術の活用等に係る計画認定を受けた者を対象とするため、農林水産省においても計画の事業内容を精査することにより、融資先の財務の健全性を担保している。	農林水産省による計画認定と公庫（農林）における十分な融資審査に加え、公庫（農林）においては、金融支援に加えて情報提供やコンサルティング業務を推進し農業者の経営を支えることで償還確実性を確保しており、特段の問題は認められない。

＜財政投融資計画への反映状況＞

農業従事者の減少下において、農業の生産性向上にむけたスマート農業技術の活用は政策的必要性があり、政策手段の一つとして長年にわたり農林水産業者に対する長期かつ低利の金融支援をおこなってきた公庫（農林）の融資制度を活用することは有用と考えられるため、令和6年度財政投融資計画では、スマート農業技術活用促進資金（仮称）の新設を認め、これに必要な資金を措置することとした。